

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

## B I P R O G Y 健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 07 月 03 日

## 特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】	
No.1	<p>【がん検診における課題】</p> <p>乳がんの医療費が増加傾向である。特に、被扶養者のがん医療費が増加傾向である。それに対し、被扶養者の健診受診率は低い。そのため、がんの発見に至らず、早期介入ができないために進行後の治療による医療費の増加や、死亡率が上昇する可能性がある。また、埋葬料・埋葬費請求時の死因についても、がんが占める割合が1/3～半分であり、がんによる死亡が多いことがわかる。</p> <p>一般被保険者については、定期健診に含まれるがん検診項目が大腸がん・肺がんのみであり、受診機会は任意の健保補助の人間ドックのみである。その場合、意識が高い方のみ健診を受け、機会をもたない方は、がんの発見が遅れる可能性がある。</p>
No.2	<p>【特定健康診査における課題】</p> <p>被扶養者（任意継続被保険者、特例退職被保険者も含む）の特定健診受診率が低値である。特に、2020年度以降は受診率が50%を下回っている。被扶養者の健診受診は任意であるが、受診しないまま経過すると、生活習慣病の重症化につながる恐れがある。</p>
No.3	<p>【特定保健指導における課題】</p> <p>特定保健指導の対象者数は、2020年度に大幅に増えており、その後減少傾向ではあるものの、2018年度と比べると100名以上対象者が多い状況となっている。また、経年で該当されている対象者は半分ほどいる。</p> <p>血圧、脂質の健診結果においては、他組合よりリスク者数が多い傾向があり、保健指導の介入などにより生活習慣の改善を要すると考えられる。</p>
No.4	<p>【喫煙対策における課題】</p> <p>喫煙者の割合は低下傾向であるが、40～50代の喫煙率はやや高めである。現状、喫煙対策はできておらず、喫煙の継続による健康リスクは残存している状況である。</p>
No.5	<p>【重症化予防における課題】</p> <p>健診結果とレセプトを突合した結果では、該当者のうち、血圧・脂質・腎機能・肝機能が半数以上が未受診という結果となっており、生活習慣病の重症化リスクが高くなっている。</p>
No.6	<p>【メンタル疾患における課題】</p> <p>被保険者のメンタル疾患の医療費が増加傾向である。</p>
No.7	<p>【後発医薬品に関する課題】</p> <p>厚労省統計と比較すると、後発医薬品の使用割合が下回っている。</p>
No.8	<p>【60歳以上の医療費に関する課題】</p> <p>60代以上の医療費が突出して多く、他組合と比較しても高額である。</p>
No.9	<p>【歯科受診に関する課題】</p> <p>3年連続歯科受診歴のない方が約3割いる。</p>
No.10	<p>【生活習慣に関する課題】</p> <p>2018年度と比較し、飲酒や喫煙、睡眠などは改善がみられているが、「歩行または同等の運動を1日1時間以上実施」に「いいえ」と回答する方の割合が11.5%増加しており、日常の活動量が低下していると考えられる。それに伴い、特定保健指導の対象者が増加傾向だと考えられる。</p>

### 基本的な考え方（任意）

メタボリックシンドロームの該当者および予備軍の抽出・介入や、生活習慣病の重症化予防のために特定健康診査を実施している。これまでの実施を経て、当健保組合の課題として、高血圧リスクを有する方が多い傾向がある。また、被扶養者については、受診率が低く、健康課題の抽出に至っていない点もまた課題である。引き続き特定健康診査・特定保健指導を実施し、リスク保有者への介入や、加入者への健康意識への働きかけを行っていくとともに、分析を実施して事業の展開の在り方について見直しを行い、加入者の健康維持に寄与し、将来的な医療費の抑制につなげていきたい。

### 特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 健康診断案内冊子の配布

対応する  
健康課題番号

No.1, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者/特例退職被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

被扶養者（任継・特例被保険者含む）の健診受診率68%（40歳以上）

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
けんぽ共同健診受診者数	1,550人	1,550人	1,550人	1,550人	1,550人	1,550人
人間ドック受診者数	1,525人	1,525人	1,525人	1,525人	1,525人	1,525人
被扶養者の受診率	68%	69%	70%	71%	72%	73%
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
案内冊子送付数	1,400件	1,400件	1,400件	1,400件	1,400件	1,400件
案内ハガキ送付数	2,000件	2,000件	2,000件	2,000件	2,000件	2,000件

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
けんぽ共同健診の案内冊子 任継・特例被保険者約1,400名に送付 30歳以上の一般被保険者約2,000名に送付	受診実績を確認し、送付方法や送付対象者を検討する。	受診実績を確認し、送付方法や送付対象者を検討する。
R9年度	R10年度	R11年度
受診実績を確認し、送付方法や送付対象者を検討する。	受診実績を確認し、送付方法や送付対象者を検討する。	受診実績を確認し、送付方法や送付対象者を検討する。

2 事業名 マイヘルスレポートの送付

対応する  
健康課題番号

No.5, No.10, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～65、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

生活習慣病項目の基準該当者の意識・リテラシー向上

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
問診票上での意識の変化	50%	53%	56%	59%	62%	65%
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
送付対象者数	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・送付対象者の基準を設定する・対象者に個別に送付する	・送付対象者の基準の見直し・対象者に個別に送付する	・送付対象者の基準の見直し・対象者に個別に送付する
R9年度	R10年度	R11年度
・送付対象者の基準の見直し・対象者に個別に送付する	・送付対象者の基準の見直し・対象者に個別に送付する	・送付対象者の基準の見直し・対象者に個別に送付する

3 事業名 特定健康診査（被保険者）

対応する健康課題番号 -



<b>事業の概要</b> 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者 方法 - 体制 -		<b>事業目標</b> 被保険者の実施率98% 被保険者に経年の結果を開示することで、被保険者が自身の健康状態を把握し、生活習慣を見直すことができる。							
		評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			内臓脂肪症候群該当者割合	50 %	48 %	46 %	44 %	42 %	40 %
			高血圧のリスク保有者の割合	45 %	43 %	41 %	39 %	37 %	35 %
			肝機能異常症のリスク保有者の割合	40 %	38 %	36 %	34 %	32 %	30 %
			脂質異常症のリスク保有者の割合	23 %	22 %	21 %	19 %	18 %	17 %
			糖尿病のリスク保有者の割合	30 %	29 %	28 %	27 %	26 %	25 %
			アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		特定健診実施率	98 %	98 %	98 %	98 %	98 %	98 %	
<b>実施計画</b>									
R6年度			R7年度			R8年度			
事業主が実施する定期健診に、特定健康診査の項目も含んで実施する。事業主側から合意を得て、結果を取得する。			事業主が実施する定期健診に、特定健康診査の項目も含んで実施する。事業主側から合意を得て、結果を取得する。			事業主が実施する定期健診に、特定健康診査の項目も含んで実施する。事業主側から合意を得て、結果を取得する。			
R9年度			R10年度			R11年度			
事業主が実施する定期健診に、特定健康診査の項目も含んで実施する。事業主側から合意を得て、結果を取得する。			事業主が実施する定期健診に、特定健康診査の項目も含んで実施する。事業主側から合意を得て、結果を取得する。			事業主が実施する定期健診に、特定健康診査の項目も含んで実施する。事業主側から合意を得て、結果を取得する。			

4 事業名 特定健康診査（被扶養者、任意継続・特例退職被保険者）

対応する健康課題番号 No.2



<b>事業の概要</b> 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者/特例退職被保険者 方法 - 体制 -		<b>事業目標</b> ・被扶養者の健診受診率向上 ・健診受診を促し、個々の健康意識を高める							
		評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
			内臓脂肪症候群該当者割合	25 %	24 %	23 %	22 %	21 %	20 %
			高血圧のリスク保有者の割合	35 %	33 %	31 %	29 %	27 %	26 %
			肝機能異常症のリスク保有者の割合	19 %	18 %	17 %	16 %	15 %	14 %
			脂質異常症のリスク保有者の割合	11 %	10.5 %	10 %	9.5 %	9 %	8.5 %
			糖尿病のリスク保有者の割合	35 %	33 %	31 %	29 %	27 %	25 %
			アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
		特定健診実施率	68 %	71 %	74 %	77 %	80 %	83 %	
<b>実施計画</b>									
R6年度			R7年度			R8年度			
・健診の自己負担額を0円にした被扶養者向けの健診「けんぽ共同健診」を開始し、被扶養者の受診率向上を図る。・けんぽ共同健診対象者向けに受診勧奨を実施する。・従来の人間ドックの制度も継続する。			・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、受診勧奨方法を検討する。・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、健診制度を見直す。			・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、受診勧奨方法を検討する。・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、健診制度を見直す。			
R9年度			R10年度			R11年度			
・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、受診勧奨方法を検討する。・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、健診制度を見直す。			・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、受診勧奨方法を検討する。・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、健診制度を見直す。			・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、受診勧奨方法を検討する。・けんぽ共同健診、人間ドックの受診実績を踏まえて、健診制度を見直す。			

5 事業名 BIPROGYドック

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者
方法	-
体制	-

事業目標

<ul style="list-style-type: none"> <li>がん検診受診率の向上</li> <li>社員一人一人の健康意識を高める</li> </ul>							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	がんの一人当たり医療費	400,000円	400,000円	400,000円	380,000円	360,000円	340,000円
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	受診率	98%	98%	98%	98%	98%	98%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・新定期健康診断の開始・受診体制の構築	・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施	・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施
R9年度	R10年度	R11年度
・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施	・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施	・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施

6 事業名 けんぽ共同健診

対応する健康課題番号 No.1, No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者/特例退職被保険者
方法	けんぽ共同健診の受診に対し費用補助 自己負担金額は原則無料
体制	令和5年度まで実施していた被扶養者向けの巡回レディース健診は廃止し、令和6年度から開始。 対象者は下記の通り ・30歳以上の一般被扶養者 ・30歳以上の任意継続・特例退職加入者

事業目標

<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の特定健診受診率向上</li> <li>被扶養者のがん検診受診率向上</li> </ul>							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	一般被扶養者の一人当たり医療費	200,000円	200,000円	200,000円	190,000円	180,000円	170,000円
	任継・特例加入者の一人当たり医療費	450,000円	450,000円	450,000円	430,000円	410,000円	390,000円
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	一般被扶養者受診率	33%	36%	39%	42%	45%	48%
	任意継続・特例加入者受診率	20%	25%	30%	35%	40%	45%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・被扶養者や任意継続・特例退職加入者に向けて受診勧奨を実施し、受診率向上を図る・受診体制の構築	・被扶養者や任意継続・特例退職加入者に向けて受診勧奨を実施し、受診率向上を図る・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施	・被扶養者や任意継続・特例退職加入者に向けて受診勧奨を実施し、受診率向上を図る・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施
R9年度	R10年度	R11年度
・被扶養者や任意継続・特例退職加入者に向けて受診勧奨を実施し、受診率向上を図る・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施	・被扶養者や任意継続・特例退職加入者に向けて受診勧奨を実施し、受診率向上を図る・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施	・被扶養者や任意継続・特例退職加入者に向けて受診勧奨を実施し、受診率向上を図る・前年度の実績を踏まえ、課題の抽出・健診制度の見直し・がん検診項目受診勧奨の検討、実施



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

・特定保健指導対象者の減少							
アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
特定保健指導対象者割合	22 %	20 %	18 %	16 %	14 %	12 %	
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	15 %	
評価指標 腹囲2cm・体重2kg減を達成した者の割合	50 %	52 %	54 %	56 %	58 %	60 %	
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
特定保健指導実施率	40 %	44 %	48 %	52 %	56 %	60 %	

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
<p>・被保険者は、健保で対象者を委託先ごとに振り分けて案内を行い、実施する。・被扶養者・任継特例加入者については、案内をけんぽ共同健診特定保健指導に委託し、実施する。・事業主側との連携体制を構築する。・事業主側での受診勧奨・保健指導対象者が、特定保健指導対象者である場合は、指導時に初回面談もかねて実施する。</p>	<p>・前年度の実績を踏まえ、委託先を検討する。・被保険者は、健保で対象者を委託先ごとに振り分けて案内を行い、実施する。・被扶養者・任継特例加入者については、案内をけんぽ共同健診特定保健指導に委託し、実施する。・事業主側での受診勧奨・保健指導対象者が、特定保健指導対象者である場合は、指導時に初回面談もかねて実施する。</p>	<p>・前年度の実績を踏まえ、委託先を検討する。・被保険者は、健保で対象者を委託先ごとに振り分けて案内を行い、実施する。・被扶養者・任継特例加入者については、案内をけんぽ共同健診特定保健指導に委託し、実施する。・事業主側での受診勧奨・保健指導対象者が、特定保健指導対象者である場合は、指導時に初回面談もかねて実施する。</p>
R9年度	R10年度	R11年度
<p>・前年度の実績を踏まえ、委託先を検討する。・被保険者は、健保で対象者を委託先ごとに振り分けて案内を行い、実施する。・被扶養者・任継特例加入者については、案内をけんぽ共同健診特定保健指導に委託し、実施する。・事業主側での受診勧奨・保健指導対象者が、特定保健指導対象者である場合は、指導時に初回面談もかねて実施する。</p>	<p>・前年度の実績を踏まえ、委託先を検討する。・被保険者は、健保で対象者を委託先ごとに振り分けて案内を行い、実施する。・被扶養者・任継特例加入者については、案内をけんぽ共同健診特定保健指導に委託し、実施する。・事業主側での受診勧奨・保健指導対象者が、特定保健指導対象者である場合は、指導時に初回面談もかねて実施する。</p>	<p>・前年度の実績を踏まえ、委託先を検討する。・被保険者は、健保で対象者を委託先ごとに振り分けて案内を行い、実施する。・被扶養者・任継特例加入者については、案内をけんぽ共同健診特定保健指導に委託し、実施する。・事業主側での受診勧奨・保健指導対象者が、特定保健指導対象者である場合は、指導時に初回面談もかねて実施する。</p>

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	7,969 / 9,425 = 84.6 %	8,096 / 9,425 = 85.9 %	8,223 / 9,425 = 87.2 %	8,349 / 9,425 = 88.6 %	8,476 / 9,425 = 89.9 %	8,603 / 9,425 = 91.3 %
		被保険者	5,096 / 5,200 = 98.0 %	5,096 / 5,200 = 98.0 %	5,096 / 5,200 = 98.0 %	5,096 / 5,200 = 98.0 %	5,096 / 5,200 = 98.0 %	5,096 / 5,200 = 98.0 %
		被扶養者 ※3	2,873 / 4,225 = 68.0 %	3,000 / 4,225 = 71.0 %	3,127 / 4,225 = 74.0 %	3,253 / 4,225 = 77.0 %	3,380 / 4,225 = 80.0 %	3,507 / 4,225 = 83.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	664 / 1,661 = 40.0 %	712 / 1,619 = 44.0 %	710 / 1,480 = 48.0 %	695 / 1,336 = 52.0 %	665 / 1,187 = 56.0 %	619 / 1,032 = 60.0 %
		動機付け支援	365 / 767 = 47.6 %	390 / 748 = 52.1 %	383 / 683 = 56.1 %	371 / 617 = 60.1 %	352 / 548 = 64.2 %	324 / 476 = 68.1 %
		積極的支援	299 / 894 = 33.4 %	322 / 871 = 37.0 %	327 / 797 = 41.0 %	324 / 719 = 45.1 %	313 / 639 = 49.0 %	295 / 556 = 53.1 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

### 目標に対する考え方（任意）

特定健康診査および特定保健指導の目標は、「特定健康診査等基本方針」において、第4期実施計画の最終年度である2029年度（令和11年度）時点における各保険者種別の実施率の目標値として掲げられた数値（単一健保／特定保健指導実施率＝90%以上、特定保健指導＝実施率60%以上）を踏まえて設定した。

#### 【特定健康診査】

一般被保険者については、事業主が実施する定期健康診断に特定健康診査の項目が含まれているため、実施率は98%を目標とした。任意継続・特例退職加入者を含む被扶養者については、近年実施率の低下を課題とあげているため、令和6年度からの健診制度の刷新を皮切りに、受診率向上を図る計画とした。初年度は被扶養者の受診率目標を68%に設定し、年度ごとに事業を見直しながら年々受診率向上を目指し、最終的には被扶養者の受診率を83%とし、全体の受診率は90%超を目標とした。

#### 【特定保健指導】

第3期計画までは目標を20%台と設定していたが、基本指針における目標値が引き上げられたことから、見直しを行った。

従来は、一般被保険者の定期健診が年度初めに実施され、結果が集約されており、その結果から前年度実施者や事業主の保健指導対象者を除外して実施していたが、健診制度の刷新により、定期健診の実施期間が通年となるため、従来の方法での実施が難しい。

また、特定保健指導の対象者は第3期の前半と比べると増加傾向であり、経年の対象者も多数のため、前年度実施者を除外するのではなく、通年のサポートが必要であると考えた。

初年度は実施体制の変更を考慮し目標は40%とし、年度ごとに実施率向上を図り、最終目標は国が定める60%とした。

### 特定健康診査等の実施方法（任意）

#### 【特定健康診査】

一般被保険者については、定期健康診断に実施項目が含まれている。令和6年度より、35歳以上の定期健康診断は、事業主と健保組合で共同実施となる。結果は、各医療機関の結果を健診代行機関が取りまとめ、健診代行機関より健保組合が受領する。

任意継続・特例退職加入者を含む被扶養者においては、健保組合が実施する各種健康診断に項目が含まれている。結果は、各医療機関の結果を健診代行機関がとりまとめ、健診代行機関より健保組合が受領する。

#### 【特定保健指導】

各種健康診断の結果を受領後、健保組合で階層化を実施し、外部委託先に対象者のデータを送付、外部委託先にて実施する。

### 個人情報の保護

当健康保険組合が定める個人情報保護管理規定に基づく管理を徹底する。当健保組合、健診代行機関及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合の特定健康診査等に関するデータ管理責任者は常務理事とする。また、データを取り扱うことができる者は当健保組合における特定健康診査・特定保健指導担当職員に限る。

特定健康診査・特定保健指導を外部委託する場合は、個人情報の厳格な管理や目的外使用の禁止、損害賠償義務等について契約書に明記するとともに、当該委託先における個人情報管理体制について定期的に監査を実施する。

### 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、当健保組合のホームページに掲載することにより公表・周知し、計画を見直した場合も同様とする。また、年度毎の実績を理事会・組合会に報告するとともに、当健康保険組合が発行する広報誌に掲載し、加入者への周知を図る。

### その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

本計画については、毎年、健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。また、当該計画について、令和8年度に過年度3年間の評価を行い、目標と大きく乖離した場合等その他必要があると認められる場合には見直しを行うこととする。